



島根県報

令和8年6月30日（火）

第 7 3 2 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

県営土地改良事業計画の変更	（農 村 整 備 課）	2
県営土地改良事業の工事の完了	（ ” ）	2
知事管理漁獲可能量の設定（3件）	（水 産 課）	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	3

【公 告】

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（2件）	（農 業 経 営 課）	4
基本測量の実施	（技 術 管 理 課）	6
公共測量の終了	（ ” ）	6
都市計画公聴会の開催	（都 市 計 画 課）	6
島根県・松江市屋外広告物講習会の開催	（ ” ）	9

告 示

島根県告示第410号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第 1 項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 8 年 6 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
飯梨地区区画整理事業（県営農地整備事業（中山間地域型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	安来市役所

島根県告示第411号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 3 第 3 項の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	完了年月日
加洲地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）	令和 8 年 3 月 12 日

島根県告示第412号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第 1 項の規定により、島根県資源管理方針に即して、まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第 4 項の規定により公表する。

令和 8 年 6 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量

令和 8 年 6 月 30 日 公表

まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和 8 管理年度（令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

- 1 島根県に配分された漁獲可能量
23,700 トン
- 2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業	22,600 トン
島根県まさば及びごまさばその他の漁業	現行水準

島根県告示第413号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、島根県資源管理方針に即して、ずわいがに日本海系群A海域に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和8年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

ずわいがに日本海系群A海域に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量

令和8年6月30日 公表

ずわいがに日本海系群A海域に関する令和8管理年度（令和8年7月1日から令和9年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 島根県に配分された漁獲可能量

現行水準

2 知事管理漁獲可能量

島根県ずわいがに漁業区分に係る知事管理漁獲可能量は、現行水準とする。

島根県告示第414号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、島根県資源管理方針に即して、ぶりに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和8年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

ぶりに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量

令和8年6月30日 公表

ぶりに関する令和8管理年度（令和8年7月1日から令和9年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 島根県に配分された漁獲可能量

試行水準

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県ぶり漁業	試行水準

島根県告示第415号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 区域の名称 春日C

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から16号までを順次に結んだ線及び標柱1号と16号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市春日町松崎338番5地先道路敷	1号
〃 441番7	2号から4号まで及び7号
〃 339番	5号及び6号
〃 441番7地先道路敷	8号
〃 335番2地先道路敷	9号
〃 335番3地先道路敷	10号から12号まで
〃 337番地先道路敷	13号から15号まで
〃 338番1地先道路敷	16号

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
出雲市平田町5838番1	田	5,344
出雲市平田町5860番5	田	921
出雲市園町1668番6	田	2,165
出雲市園町1669番4	田	1,744
出雲市園町1669番5	田	3,600

2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和8年8月1日	権利の始期から令和11年12月31日まで	247,932

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年7月13日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し
裁定の申請があったので、同条第 2 項において読み替えて準用する同法第38条第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
雲南市大東町東阿用391番 1	田	1, 127
雲南市大東町東阿用391番 2	田	1, 247
雲南市大東町東阿用391番 3	田	1, 308
雲南市大東町東阿用400番 1	田	876
雲南市大東町東阿用400番 2	田	248
雲南市大東町東阿用401番	畑	2, 076
雲南市大東町東阿用501番 6	田	718

2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和 8 年 9 月 1 日	権利の始期から令和11年12月31日まで	3, 231

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和 8 年 7 月 13 日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

基本測量（成果不整合地域における基準点改測）

2 作業期間

令和 8 年 7 月 30 日から同年 12 月 4 日まで

3 作業地域

浜田市内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和 8 年 5 月 29 日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和 8 年 4 月 21 日から同年 5 月 29 日まで

3 作業地域

出雲市佐田町地内

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、雲南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則（昭和45年島根県規則第1号）第2条第1項の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開催日時

令和 8 年 7 月 29 日 午後 2 時から

2 開催場所

雲南市木次町里方521-1

雲南市役所 2 階 204・205会議室

3 都市計画の案の概要

雲南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

雲南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を参考図書のように定め、その概要は次のとおりである。

(1) 都市計画の目標

コンパクトで持続可能な都市づくりの推進

地域経済の活性化に資する都市機能集積と個性豊かな産業振興

すべての人々が快適に暮らせ、魅力あふれる居住環境の整備

歴史、文化などの地域資源、豊かな自然環境及び美しい郷土景観の保全・活用を目指したまちづくり
楽しく学べる教育及びスポーツ環境の充実

(2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

ア 土地利用の方針

(7) 主要用途の配置方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地及び商業業務地を大東、加茂及び木次・三刀屋に配置し、工業地を加茂及び木次に配置する。

(4) 土地利用の方針

下熊谷地区は、立地条件を生かして、都市計画道路等の基盤施設整備を進め、沿道型商業施設の集積を図る。

新庄地区、大東地区、神原・加茂中・南加茂・大西・近松地区、木次地区及び三刀屋地区は居住環境の改善又は維持を図る。

三刀屋川・赤川及びこれらの支川沿いの、生産性の高い優良な集団農地については保全を図る。

また、災害防止の観点から災害リスク等を総合的に勘案した土地利用の実現を図る。

イ 都市施設の整備の方針

(7) 交通施設

a 基本方針

広域道路ネットワークの確立、区域内交通の円滑化、市街地内道路の整備、自転車・歩行者空間の整備及び公共交通の充実を基本方針として整備を進める。

b 整備水準の目標

令和7年度末現在で、都市計画道路の改良率は75.7%となっているが、長期未着手都市計画道路について将来の都市像に沿った計画となっているかを点検・検証し、必要であれば見直しを行ったうえで、概ね20年後には100%となることを目標として整備を進める。

(4) 下水道及び河川

a 基本方針

下水道については、公共下水道及び下水道事業以外の農業集落排水並びに合併処理浄化槽等による污水处理施設の整備を早期に図るものとする。また、近年の都市化により、浸水被害のおそれのある市街地等においては、下水道による雨水対策も併せて行うものとする。

河川については、水害に強い安全な都市を形成するために、河川改修を積極的に推進するとともに、流域が本来有している農地や山林等の保水・遊水機能を確保するなどの総合的な治水対策を講ずるとともに、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」を推進する。

b 整備水準の目標

下水道については、最終目標として令和25年には污水处理人口普及率（污水处理人口／行政人口）100%を目指し、より一層の整備推進に取り組む。

河川について、一級河川斐伊川は、年超過確率150分の1に対する治水安全度を確保する。また、治水安全度の低い河川については重点的に河川改修を進め、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

(7) その他の都市施設

供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設その他の都市施設については、既存施設の有効活用に努めるほか、必要に応じた施設の整備を図る。

ウ 市街地開発事業の方針

市街地の進展状況に応じた市街地開発事業や地区計画等に基づく計画的な整備を推進する。

エ 自然的環境の整備又は保全の方針

(7) 基本方針

財産である自然を大切にしながら、三刀屋川河川敷公園や三刀屋城址公園等の史跡の保全・活用を図るとともに、木次運動公園、大東公園、加茂中央公園等の総合公園に加え、市街地に不足している街区公園や緑地の系統的整備に努める。

4 公述の申出等

(1) 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書1通を、島根県土木部都市計画課（松江市殿町8番地）又は雲南市建設部都市計画課（雲南市木次町里方521-1）のいずれかに、令和8年7月14日（火）（必着）までに提出すること。

(2) 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見のものが多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

(3) 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県土木部都市計画課及び雲南市建設部都市計画課に備えて、令和8年7月1日（水）から同月14日（火）まで縦覧に供する。

5 公聴会に関する問合せ先

島根県土木部都市計画課 電話（0852）22-5699

別記様式

意 見 申 出 書

令和8年7月29日の都市計画公聴会にて説明される都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

令和 年 月 日

島根県知事 丸山 達也 様

住 所 (電話)

(ふりがな)
氏 名

- 1 意見の公述を希望する都市計画区域名
雲南都市計画区域
- 2 意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）第19条の規定により島根県・松江市屋外広告物講習会を次のとおり開催するので、島根県屋外広告物条例施行規則（昭和49年島根県規則第39号）第12条第1項の規定により公告する。

令和8年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 講習会の目的
屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする。
- 2 主催
島根県及び松江市
- 3 期日及び場所
期日 令和8年8月31日（月）及び同年9月1日（火）
場所 松江市白潟本町43番地
松江市市民活動センター（S T I C） 2階 201・202研修室
- 4 受講申込受付期間
令和8年7月1日（水）から同年8月14日（金）まで

5 受講申込方法

しまね電子申請サービス (<https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/okugaiko-kokubutukosyukai>) により申し込むこと。

6 受講手数料

5,780円（しまね電子申請サービスによりクレジットカード、P a y - e a s y（ペイジー）又はP a y P a yを利用して納付のこと。）

7 問合せ先

島根県土木部都市計画課

電話 0852-22-6773

電子メール toshikei@pref.shimane.lg.jp